

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【公表番号】特表2006-518231(P2006-518231A)
 【公表日】平成18年8月10日(2006.8.10)
 【年通号数】公開・登録公報2006-031
 【出願番号】特願2006-501369(P2006-501369)
 【国際特許分類】

A 6 1 M 16/00 (2006.01)

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/00 3 0 5 A

A 6 1 M 16/06 C

A 6 1 M 16/06 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月27日(2007.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0078

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0078】

図21に示すように、ノズル50の密封ゾーンは、ノズル50の高さの約半分からある角度で延在する。図示した実施形態では、ノズル50は、約9mmの高さを有する。しかし、ノズル50は、何れかの適切な高さを有してもよく、何れかの適切な密封ゾーンを備えてもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0080

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0080】

ノズル50の寸法は、患者の鼻孔の外周に基づいている。一実施形態では、楕円比がノズルの幾何形状を決定するために使用される(図22参照)。例えば、0.7の楕円比(標準偏差平均+1)は、ノズル幾何形状を決定するために使用してもよい。図23に示すように、ノズルの底部長軸は、鼻孔の中心から上縁部までを測定することによって決定される。図24に示すように、ノズルの底部短軸は、ノズル間で使用可能な最大間隔によって決定される。しかし、他の何れかの適切な方法もノズルの寸法を決定するために使用してもよい。